

一般社団法人マンション防災協会(MALCA)

入会申込書(賛助会員用)

該当欄にご記入をお願いいたします。(※のついている項目は必須事項です。)

お申込日	年 月 日
------	-------

※御社名・ご担当者氏名

※フリガナ			
※御社名			
※所在地	〒 -		
※電話		FAX	
※ご担当者様 氏名			
※ご担当者様 部署・役職			
※メール	@		
携帯電話			

※会員の種別と会費

※会員	<input type="checkbox"/> 賛助会員(企業・団体)申込希望 <input type="checkbox"/> 賛助会員(個人)申込希望		
会費	入会金 5万円      年会費 10万円/口 ※途中入会は4半期で計算し、後日請求書をお送りします。	※お申込口数	<input type="checkbox"/>

※御社とマンションとの関係(具体的にご記入ください)

マンションとの 関係	
---------------	--

※上記個人情報については一般社団法人マンション防災協会(MALCA)登録のための名簿、アンケートほか当協会事業運営の目的のために利用することに同意します。(同意しない場合は下段にチェックします。)

同意しません



一般社団法人マンション防災協会

〒101-0054 千代田区神田錦町3-21

ちよだプラットフォームスクウェア1253

MALCA TEL: 03-5259-8625 e-mail: info@malca.or.jp

お申込みありがとうございます。後日ご請求書をお送りいたします。

ご記入頂きましたら e-mail: info@malca.or.jp 又は FAX 03-4496-6028 迄送信してください。

## 一般社団法人マンション防災協会(MALCA)会員規定

※本会員規定は一般社団法人マンション防災協定会款より会員に関する条項を一部抜粋するとともに関連した条項を追加したもの

### 第2章 会員

(会員の種別及び資格)

第6条 当法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は個人
- (2)賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した法人又は個人
- (3)管理組合会員 当法人の目的に賛同して入会した管理組合
- (4)特別会員 当法人の目的に賛同して入会した行政機関等又はその職員
- (5)名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けたいうで、正会員となる。

2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けることにより賛助会員となる。

3 管理組合会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けることにより管理組合会員となる。

4 名誉会員は、社員総会の決議により選任されることで名誉会員となる。

(入会金)

第8条 正会員及び賛助会員並びに管理組合会員は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会費)

第9条 正会員又は賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会金、会費の不返還)

第10条 正会員及び賛助会員は、当法人に納入した入会金、会費の返還を求めることができない。

2 次条の規定により会員でなくなったときも、また同様とする。

(会員資格の喪失)

第11条 正会員及び賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)法人にあつては、解散し、破産し、又は民事再生若しくは会社更生手続きの開始の申し立てがなされたとき。
- (2)個人にあつては、死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (3)管理組合にあつては、解散したとき。
- (4)次条第1項の規定により退会したとき。

(退会)

第12条 正会員及び賛助会員並びに管理組合会員は、退会しようとするときは、その理由を付した退会届を理事長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、未納の入会金、会費があるときは、これを完納しなければならない。

(除名)

第13条 正会員及び賛助会員並びに管理組合会員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権数の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)当法人の趣旨又は目的に反する行為をしたとき。
- (2)当法人の名誉を毀損する行為をしたとき。
- (3)会費を2年以上滞納したとき。

### 追記条項

会員に関する上記に定款に記載のない事項に関しては、一般社団法人マンション防災協会理事会が定める内容に従うことをあらかじめ同意する。

2022年6月23日版